

# 新入生のみなさんへ

学校生活部より

合格おめでとうございます。4月からあなたは堺市立堺高等学校の生徒です。豊かな知性と、あふれる情熱を持って、有意義な高校生活を送ることを期待します。

## 【1 校内生活について】

### 1) 登下校等の時刻

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 《朝読開始 8時25分》  | 教室で静かに10分間 読書をします。          |
| 《始業時刻 8時35分》  | 朝の挨拶、連絡、授業の準備をします。          |
| 《授業開始 8時40分》  | 1時間めの授業の開始です。               |
| 《授業終了 15時00分》 | 6時間めの授業の終了です。(火曜と金曜は16時00分) |
| 《下校時刻 17時30分》 | 教職員が同席していない場合は下校しましょう。      |
- ※欠席・遅刻等は、保護者等から事前に担任（学校）に連絡してください。

### 2) 昼食等について

授業開始から放課後までは外出禁止です。また、出前（デリバリー）も禁止です。  
昼食は持参するか、食堂を利用しましょう。

## 【2 校外生活について】

### 1) アルバイトについて

- ①やむを得ない事情がある場合を除いて、アルバイトはしないようにしましょう。
- ②アルバイトをする必要がある場合は、事前に担任や保護者と話し合いましょう。
- ③アルバイト先が決まったら直ちに担任に「アルバイト届け」を提出しましょう。  
なお、「アルバイト届け」は学校生活部まで取りに来ること。

【留意事項】以下の場合はアルバイトを即刻辞めていただきます。

- a.内容が高校生が行うアルバイトとしてふさわしくないと判断した場合
- b.成績不良の場合や学業等に差し障りがあると判断した場合

### 2) 交通安全等について

- ①大阪府自転車条例により、自転車保険（自転車損害賠償保険等）加入が義務化されました。通学に限らず、自転車を利用する場合は必ず自転車保険に加入すること。
- ②道路交通法改正に伴い、自転車利用者の全世代にヘルメットの着用が努力義務となりました。通学に限らず、自転車を利用する場合はヘルメット着用に努めましょう。
- ③やむを得ない事情がある場合を除いて、運転免許証の取得は禁止です。運転免許証を取得する場合は、必ず前もって担任や保護者と十分に話し合ってから手続きすること。また、運転免許証の交付を受けた時は速やかに担任に申し出ること。
- ④車はもちろん、バイク（フル電動自転車、電動キックボードを含む）による通学は禁止です。発覚した場合は懲戒、あるいは指導の対象となります。

### 3) 学校への連絡について

特別なことが起こった場合は、速やかに学校に連絡しましょう。

学校TEL : **072-240-0840**

# 生徒指導基本方針

## 生活指導重点目標

### 1 マナーの習得

「挨拶」「言葉遣い」「礼儀作法」を日頃から正しく習慣化するとともに、「尊敬」「感謝」「奉仕」の精神など、社会に出ても求められるマナーを身につける。

### 2 基本的な生活習慣の確立

欠席・遅刻・早退をしないことはもちろん、日常生活においても節度ある生活習慣を確立する。

### 3 身だしなみの理解

服装・頭髪等がどうあるべきかを理解し、自己の判断により正しい身だしなみを整える。

## 【マナーについて】

- 1) 挨拶をしよう。
- 2) 感謝の気持ちを持とう。
- 3) 気配りができるようになろう。 ※「やさしさ」や「いたわり」の気持ちを示す。
- 4) 施設を美しく使用しよう。 ※整理整頓、ゴミの分別、ガム・飴は禁止。  
      飲み歩き、食べ歩きをしない。

## 【基本的な生活習慣の確立】

- 1) 欠席、遅刻、早退しない。やむを得ない場合は事前に必ず担任（学校）に連絡する。
- 2) 各授業等の開始時刻等を厳守する。（授業遅刻をしない）
- 3) 私生活面でも規則正しい生活をしよう。（夜更かし、深夜外出等をしない）

## <入室許可証（イエローカード）について>

- 1) 8時25分には、余裕を持って教室に入り、朝読を始めること。

- 2) 8時25分までに1号館1階を通過しないと遅刻です。

<8時25分以降は1号館への2階通路は使用禁止>

- 3) 遅刻した生徒は入室許可証（イエローカード）がないと授業（教室）に入れません。

- 4) 入室許可証（イエローカード）は学校生活部が発行します。

- 5) 入室許可証（イエローカード）は入室時、または必要に応じて提示し、その日1日、遅刻生徒本人が保管すること。

- 6) 遅刻生徒には、遅刻指導（挨拶運動や奉仕活動など）を行います。

入室許可証<生徒用>				入室許可証<生指控>					
<input type="text"/> 月	<input type="text"/> 日	<input type="text"/> 曜	<input type="text"/> 時間	<input type="text"/> ：	<input type="text"/> 月	<input type="text"/> 日	<input type="text"/> 曜	<input type="text"/> 時間	<input type="text"/> ：
学年 -	組 -	<input type="text"/> 番	名前		学年 -	組 -	<input type="text"/> 番	名前	
遅刻連絡 <あり・なし>					遅刻連絡 <あり・なし>				
理由 <寝坊 通院 体調不良 延着>					理由 <寝坊 通院 体調不良 延着>				
<input type="text"/>					<input type="text"/>				
発行者 <input type="text"/>					発行者 <input type="text"/>				
令和 年度 市立堺 生徒指導					令和 年度 市立堺 生徒指導				

## 【身だしなみについて】

※ 進学や就職の面接試験時の服装・頭髪等が本校の身だしなみの基本です。

### 《制服について》

- 1) 本校指定の制服を正しく着用すること。着崩さない。  
<ブレザー、シャツ、ズボン、スカート、ネクタイ、リボン、ベスト、セーター、カーディガン>
- 2) ネクタイ、リボンは原則5月1日から10月31日までの期間、着用しなくてもよい。
- 3) 衣替え（指定日）はありません。各自の判断で季節に合わせて着こなすこと。
- 4) 防寒着が必要な場合はブレザーの上に着用すること。（登下校時のみ）
- 5) 制服は着崩さずに着用すること。ズボン下げ、スカート下げ、シャツ出し、ボタン外し、ホック外し、ファスナー外し、スカート巻き上げ等は禁止です。
- 6) スカート下のジャージ等の着用は禁止です。
- 7) 襟や袖口など、シャツからはみ出る衣類の着用は禁止です。
- 8) 制服を変形した場合は、再購入となります。
- 9) 靴をきちんと使用する。スリッパ、サンダル、ブーツ等は禁止です。
- 10) 帽子及び以下の装飾品等は禁止です。  
※ピアス、ネックレス、腕輪、指輪、カラーコンタクト等も禁止です。
- 11) 式典や正装が必要な時は、必ずブレザー、ネクタイ（リボン）を着用すること。
- 12) 何らかの理由で制服を正しく着用できない場合は、事前に学校生活部の許可を受けること。

### ※制服販売等について

制服業者が毎週金曜日、昼休みに本館1階に来ます。制服、オプション品の購入や修理ができます。

### 《頭髪について》

- 1) 頭髪はいつも清潔にし、奇抜な髪型にはしない。
- 2) 染色、脱色、パーマ、ライン、エクステンション等は禁止です。
- 3) 上記以外の頭髪についても、学校生活部が判断し違反、禁止となる場合があります。
- 4) 違反者には再登校指導（当日直し）や改善指導（翌日直し）を行います。

## 【校内での携帯電話使用禁止について】

### 1 朝読開始から終礼（最後の授業終了）まで携帯電話は使用禁止です。

<授業中はもちろん、休憩時間、昼休みも携帯電話の使用は禁止（電源を切る）>

#### 1) 使用禁止時間中は学校指定の貴重品ケースに入れておきましょう。

※貴重品ケースは入学後に配布します。

#### 2) 学校指定の貴重品ケースに入れていれば、持ち運びをしてもかまいません。

#### 3) 貵重品ケースを失くした生徒はケースをすぐに購入すること。

### 2 携帯電話の使用違反発覚時の指導

一時預かりとし、指導の後、後日または当日の放課後に返却します。

### 3 家庭等からの緊急連絡は直接生徒ではなく、学校を通じて行う。

学校 TEL : 072-240-0840

### 4 授業中の音楽機器、ゲーム機等の使用も同様に指導します。

## 【持ち物について】

- 1) 貴重品、荷物等の管理は各自で行うこと。また、持ち物には必ず記名すること。
- 2) 移動教室、実習、体育等の際には、特に持ち物の管理に留意すること。  
※貴重品はケースに入れて移動教室に持って行きましょう。
- 3) 学校に不要なものや高価なものは、持っこないこと。

## 【生徒個人ロッカーについて】

- 1) 割り当てられた個人ロッカーを使用することができます。
- 2) 鍵は各自が準備すること。
- 3) 使用状況等が悪い場合は、貸出しを中止します。（落書き・シール等）
- 4) 問題があると判断する場合は（鍵を壊して）ロッカーを開けます。

## 【更衣場所、更衣後の荷物について】

- 1) 教室、または各更衣室で更衣すること。  
男子更衣室、女子更衣室ともに1号館3階にある。
- 2) 更衣室には荷物を置かない。教室に置くか、授業の場に持つて行くこと。

## 【登下校について】

- 1) 通学路は公共の場です。周囲に気配りし、気持ちよく登下校すること。
- 2) 交通ルール（マナー）を守り、安全に登下校すること。
- 3) 暗い道での一人歩きを避ける等、不審者に対する対策を考えておくこと。
- 4) 登下校時等は、ヘッドホン、イヤホン等を両耳で使用しないこと。
- 5) 自転車を運転するときは特に交通ルール・マナーを守ること。  
(二人乗り、無灯火、並走、一時不停止、手放し運転（ながらスマホ）等は禁止)
- 6) 雨天時に自転車を運転するときは傘でなく、雨ガッパを使用すること。

## 《入室心得<例>》

職員室に入室する時は以下のことを行うようにしましょう。

### ・入室時

- まずは、1) 服装を正す 2) ノックをする 3) 返事があればドアを開ける。
- ①「失礼します。」
  - ②「○年×組(または所属クラブ等)、(自分の名前)です。」
  - ③「△◇先生はいらっしゃいますか。」
  - ④「☆☆☆の用件で参りました。」
  - ⑤用件を伝える。

### ・退室時

- ⑥「失礼しました。」
- ⑦ 静かにドアを閉める。

## 【安全で過ごしやすい環境づくりのために】

- ・何らかの異常、トラブル等を見たり聞いたりした時は、先生に連絡しましょう。

## 《生徒指導上の問題行動に対する指導について》

### 1 懲戒・指導の種類

- 1) 懲戒には、退学・停学・訓告があります。
- 2) 指導には、校長注意、学校生活部長注意等があります。

### 2 懲戒・指導の方法

- 1) 退学 : 校長から保護者、生徒に対して退学を申し渡します。
- 2) 停学・訓告 : 校長から保護者、生徒に対して停学・訓告を申し渡し、指導を行います。
- 3) 指導 : 校長注意、学校生活部長注意等の後、指導を行います。

### 3 停学、および指導の内容

- 1) 停学 : 学校謹慎、または自宅謹慎となります。  
停学中は課題（反省文、学習課題等）・指導（奉仕活動、清掃作業等）を行います。また、停学終了後も一定期間の指導を行います。
- 2) 指導 : 指導（奉仕活動、清掃作業等）を行います。交通関係の指導の場合は安全指導・免許証預かり等も行います。

### 4 停学の日数について

- 1) 無期停学、または有期停学は 10 日、5 日、3 日を基準とします。
- 2) 過去に停学を受けている場合は日数を加算します（訓告は 1 日）。ただし、加算日数は最大 5 日とします。なお、加算された停学日数が 10 日を超える場合は無期停学（11 日以上）とします。